

10月は「3R推進月間」です！

3Rとは、資源の無駄遣いをなくし、ごみを減らす【Reduce】、使えるものを再使用する【Reuse】、そして資源を再生利用する【Recycle】のことで、環境と経済を両立する循環型社会の構築にかかすことのできないものと言われています。

「買い物袋を持参する」「過剰包装を避ける」「分別回収を徹底する」など、環境に優しい生活を心がけましょう。

マイバッグ・キャンペーンを実施！

県内において、身近な生活の中でできるごみ減量化のための具体的行動として、消費者・事業者・行政による統一行動「マイバッグ・キャンペーン」が展開されています。

マイバッグを持参すれば、買い物でレジ袋をもらう必要がなくなり、ごみの減量化につながります。毎日の

生活の中から、ごみの減量化をはじめとした環境問題について考えてみましょう。

ステーションへのごみ出し方のお願いです

■庭で除草した草をごみ出すときは

草は、根に土がついていると少量でも重量がかさんでしまいます。

ごみ減量化のため、草は乾燥させ水分を飛ばし、根についている土をよく落とし、燃えるごみ（生ごみ）の日に袋に入れて出してください。

有害ごみの出し方

分け方・出し方は、行政カレンダーをご確認のうえ分類し、一つの袋に混入しないようお願いします。

また、スプレー缶は必ず使いきって穴を開けてから出してください。

■ルール違反のごみは収集しません

○分別されていないごみ

○出す日が違っているごみ

○収集終了後に出されたごみ（必ず朝8時までに出してください）

■決められたステーションに出してください

最近、お住まいの地区以外のごみステーションにごみを出している人がいるという苦情が届いています。

ごみステーションは地区で設置し、その地区にお住まいの方が共同で管理し利用しているものです。決められた場所・日時に適正排出されますようご協力をお願いします。

野焼きは法律で禁止されています！

住宅の庭先を含む野外でのごみの焼却行為（野焼き）は違法行為です。一部の例外を除き、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されています。違反した場合は、5年以下の懲役もしくは1,000万円（法人は3億円）以下の罰金またはこれらの併科に処せられます。また、例外とされた場合でも周辺環境への悪影響が認められるときには、直接指導に伺い、行為を中止していただくこともあります。

ごみは焼却せず、きちんと分別してごみステーションに出しましょう。

※例外となる場合
・廃棄物処理法の基準に適合した焼却炉で焼却する場合

・どんど焼きなど社会の慣習上やむを得ないもの
・農業を営むためにやむを得ないものとして行われるもの
・たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であった軽微なものなど

省エネ応援団募集中！

栃木県では、省エネルギー、再生可能エネルギーなどの地球温暖化対策に貢献する技術等を県内の事業所に提供する事業者【通称・省エネ応援団】を募集しています。

省エネ応援団の登録を受けると、県が登録事業所について公表PRするほか、国や地方公共団体が行う各種支援制度の情報提供を受けたり、応援団のイメージ

キャラクターを印刷物等に使用できるなどの特典があります。詳しくはお問い合わせください。

■問い合わせ先
栃木県地球温暖化対策課
☎028(623)3187

資源物の持ち去りを禁止しています！

ごみステーションに出された古紙等の資源物を持ち去る行為が多発しており、市民の皆様のごみの分別意識を傷つける結果を招いています。

このため、「下野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の一部改正を行い、資源物の持ち去り行為の禁止命令や、命令に従わない場合の罰則を規定し、平成29年1月1日から施行します。

市民の皆様が、持ち去り行為を目撃された場合、環境課へご一報をお願いします。また、古紙等の資源物を出す際には、収集日当日の朝8時までにごみステーションへ出してください。